

1. 会合名	取引所外売買等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 30 年 9 月 20 日（木） 10:00～11:00
3. 議 案	○ PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）について
4. 主な内容	<p>○ PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）について</p> <p>事務局より、資料に基づき、当該規則の一部改正案について説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用取引残高及び信用取引現在高について、東京証券取引所（以下「東証」という。）では規則上公表義務はないものの、投資者の利便に供するためにホームページ等で公表を行っている。また、平成 29 年 6 月公表の「PTS 信用取引検討会報告書」において、認可会員による PTS 信用取引残高等の公表について記載されているが、認可会員に係る公表義務の規則化を検討しないのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 信用取引残高に係る公表を行うことは基本的に問題ないと考えるが、公表義務の範囲については、議論が必要であると考える。</li> <li>→ 信用取引残高に係る公表を当該規則で明示することは問題ないと考えている。</li> </ul> </li> <li>・ 当該規則改正案第 6 条の 7 第 1 項第 4 号トについて、備考欄に参考として記載されている東証「業務規程」第 14 条の見出しは「呼値」であるが、呼値の単位（刻み）は当該条文には含まれない、つまり東証と統一を図るものではないという理解で良いか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 御理解のとおりである。</li> </ul> </li> <li>・ 当該規則改正案第 6 条の 7 第 7 項に規定されている認可会員による証券金融会社への信用取引残高等の情報連携について、当該規則において一定の規律付けが必要であることは認識しているが、一方で、証券金融会社からの情報提供要請の必要性について議論が必要な場合もあるのではないか。「証券金融会社と協議を行った事項について」などの記載を入れていただくことを検討していただけないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 証券金融会社が PTS 貸借取引を免許業として取り扱う場合には、規律付けの要件が厳しくなることについて、やむを得ない部分はある。もっとも、認可会員から証券金融会社に提供される情報の範囲を事前に協議したうえで当該規則に定めるなど、原案を修正することはあり得るものと考えられる。</li> </ul> </li> <li>・ 当該規則改正案第 2 条第 13 号イの PTS 制度信用取引について、参加会員によるものか、会員（参加会員以外の会員を含む。）によるものか、不明確である。</li> </ul>

	<p>→ 東証の貸借取引の場合は取引参加者による制度信用取引に限定されているので平仄を合わせたいが、参加会員以外の会員による取次ぎや「金融商品仲介業者に関する規則」に規定する金融商品仲介行為との連携についても考慮する必要があることから、規定ぶりについては事務局にて検討を行うこととしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該規則改正案第6条の7第8項について、第2条第13号イ又はロに掲げる取引とあるが、参加会員の委託により行われる有価証券等清算取次ぎは当該取引に含まれていないという理解で良いか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 本条項案は東証の「信用取引・貸借取引規程」第11条を参考に規定したものである。清算取次ぎは含まなくとも問題ないと認識しているが、規則改正案第2条第13号ハの要否を含め、証券金融会社と別途相談させていただきたい。</li> </ul> </li> <li>・ 本日、規則改正案について概ね合意が得られれば、今後細かい修正はあるにせよ、制度の骨子が大幅に変更されるようなことの無いようにしていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 現状、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」等でPTS信用取引の導入に係る関係諸規則の議論を行っていることから、条項の追加及び修正は想定される。一方で、制度の根幹に関わる大幅な変更は起こらないことを想定している。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問い合わせ先	<p>自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8481)</p>